

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 10 日（金）第3126号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 私立学校の廃止の認可 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 - 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
 - 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
 - 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 5
 - 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 7
 - 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
- 監 査 委 員 公 表
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第654号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
志布志幼稚園	志布志市志布志町安楽60番地	学校法人 原口学園	平成27年 6月30日	平成27年 6月30日

鹿児島県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
霧島市国分上之段字折口1706番6, 1706番7, 1716番4から1716番7まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第656号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所在地
中野脳神経外科	鹿児島市東開町3番地163

- 2 認定の有効期限
平成30年 7 月 6 日

鹿児島県告示第657号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ステップハート訪問看護ステーション	霧島市国分中央四丁目12番22号	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太郎	平成27年7月1日	訪問看護
介護老人保健施設長生園ナーシングセンター	薩摩川内市大小路町51番3号	医療法人同潤会	薩摩川内市大小路町21番5号	永井 俊治	平成27年7月1日	訪問リハビリテーション
介護老人保健施設せとうち	大島郡瀬戸内町阿木名字重袋1975番地	奄美医療生活協同組合	奄美市名瀬長浜町12番24号	杉原 雄治	平成27年7月1日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第658号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ステップハート訪問看護ステーション	霧島市国分中央四丁目12番22号	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太郎	平成27年7月1日	介護予防訪問看護
介護老人保健施設長生園ナーシ	薩摩川内市大小路町51番3号	医療法人同潤会	薩摩川内市大小路町21番5号	永井 俊治	平成27年7月1日	介護予防訪問リハ

ングセンター						ビリテー ション
介護老人保健施設せとうち	大島郡瀬戸内町 阿木名字重袋 1975番地	奄美医療生活協 同組合	奄美市名瀬長浜 町12番24号	杉原 雄治	平成27年 7 月 1 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）岩崎針本地区の換地計画に係る換地処分を，平成27年6月26日に行った。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成27年6月29日から平成28年3月31日まで
- 3 作業の地域 西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町，和泊町及び与論町

鹿児島県告示第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，曾於市長から平成27年2月3日鹿児島県告示第84号で告示した公共測量の実施は，平成27年3月27日終了した旨の通知があった。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センターめばえ	鹿児島市石谷町 1644番地	社会福祉法人常盤会	鹿児島市犬迫町 5975番地	久木元 司	平成27年 5 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
放課後等デイサービスぱれっと	鹿児島市中町4 番19号2F	株式会社ミネット	鹿児島市中町4 番19号2F	松永 右司	平成27年 5 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

南薩地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成27年 7 月 10 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかば	指宿市湯の浜一丁目15番26号	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市穎娃町上別府字西場6543番	山本 森満	平成27年4月30日	児童発達支援・放課後等デイサービス
障害者自立支援センターばれっと	南九州市知覧町郡字横井9047番1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡字横井9047番1	松久保秀徳	平成27年4月30日	放課後等デイサービス

南薩地域振興局告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年7月10日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 ホープみさかえ	南さつま市加世田益山8021番地1	社会福祉法人みさかえ学園	南さつま市金峰町高橋3075番地39	堂園 文子	平成27年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
サポートセンター・トレフル	南九州市知覧町郡字出口17175番1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡字横井9047番1	松久保秀徳	平成27年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
総合支援センターわかば	指宿市十町字元井樋ノ本1814番	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市穎娃町上別府字西場6543番	山本 森満	平成27年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年7月10日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定共同生活援助事業所ネクステージ	霧島市隼人町住吉56番地	合同会社ジョイントライフ	霧島市国分中央三丁目1番6号 肥後ビル2F	緒方 大地	平成27年 6月10日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年7月10日

大隅地域振興局長 酒匂 司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能事業所曾らりす	曾於市大隅町月野1944番地2	医療法人常清会	鹿児島市南新町1番29号	川池 浩二	平成27年 4月10日	放課後等 デイサービス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成27年7月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年7月10日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン始良
始良市西餅田下深田264番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年2月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
23,257平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- 第1 駐車場 建物敷地内 358台
 第2 駐車場 建物屋上 440台
 第3 駐車場 建物敷地南西側 230台
 第4 駐車場 建物敷地南西側隔地 402台
 第5 駐車場 建物敷地東側隔地 140台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 第1 駐輪場 建物南西側 40台
 第2 駐輪場 建物北西側 21台
 第3 駐輪場 建物北西側 36台
 第4 駐輪場 建物北側 30台
 第5 駐輪場 建物北側 19台
 第6 駐輪場 建物東側 88台
 第7 駐輪場 建物敷地東側 28台
 第8 駐輪場 建物南西側 35台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 荷さばき施設1 建物南東側 120平方メートル
 荷さばき施設2 建物南東側 120平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 廃棄物等保管施設1 建物内南東側 110立方メートル
 廃棄物等保管施設2 建物内南東側 61立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ア 開店時刻 午前7時
 イ 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 第1及び第2 駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで
 第3, 第4及び第5 駐車場 午前6時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 第1及び第2 駐車場 4箇所 建物敷地北西側, 北側, 東側及び西側
 第3 駐車場 出口1箇所 建物敷地南西側駐車場東側
 入口1箇所 建物敷地南西側駐車場東側
 第4 駐車場 1箇所 建物敷地南西側隔地駐車場北東側
 第5 駐車場 2箇所 建物敷地東側隔地駐車場北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
 平成27年6月19日

.....
 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成27年7月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) ドラッグストアモリ鹿屋札元店
鹿屋市札元一丁目3499番3 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年2月20日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,463平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南東側 49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物敷地南側 14台
第2駐輪場 建物敷地南東側 5台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北東側 7立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 1箇所 建物敷地南東側
出入口 1箇所 建物敷地南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - 7 届出年月日
平成27年6月19日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年7月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店

始良市東餅田336番地 外16筆

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 建物敷地内 725台
第2駐車場 A棟屋上部 225台

イ 変更後 建物敷地内 124台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 A棟北側 150台
第2駐輪場 B棟北側 40台
第3駐輪場 A棟西側 30台

イ 変更後 B棟北側 40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設1 A棟南側 360平方メートル
荷さばき施設2 B棟東側 27平方メートル
荷さばき施設3 A棟東側 32平方メートル

イ 変更後 B棟東側 27平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟南側 112立方メートル
廃棄物等保管施設2 B棟東側 54立方メートル
廃棄物等保管施設3 A棟南側 9立方メートル

イ 変更後 B棟東側 54立方メートル

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

(ア) イオン九州株式会社 外 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時

(イ) 株式会社正一電気 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時

イ 変更後

株式会社正一電気 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 第1駐車場 午前6時30分から午前0時30分まで
第2駐車場 午前6時30分から午後9時まで

イ 変更後 午前6時30分から午後10時まで

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 出入口 3箇所 建物敷地北側，東側及び南側
入口 1箇所 建物敷地南側

イ 変更後 2箇所 建物敷地北側及び東側

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2 午前7時から午後8時まで
荷さばき施設3 午前1時から午前6時まで

イ 変更後 午前7時から午後8時まで

3 変更年月日

平成28年2月20日

4 届出年月日

平成28年6月19日

.....
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年 7 月 10 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリパワー出水店
出水市黄金町539番 外16筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による新設に関する届出
平成27年 2 月 10 日
- 3 意見の概要
 - (1) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
 - (2) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
 - (3) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
 - (4) 上記(1)～(3)及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
 - (5) 工事の際は市道及び法定外公共物の施設を汚損しないこと。
 - (6) 土砂、汚水、油等を用悪水路に流出させないこと。
 - (7) 機材等の搬入搬出する際、道等の公共施設を汚損しないこと。
 - (8) 万が一、上記(5)～(7)に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
 - (9) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
 - (10) 法定外公共物（水路）の上空を駐車場として使用する場合は、必ず法定外公共物流水等占用許可申請書を提出し、許可を得ること。
 - (11) 出水市では、市内全域が景観計画区域であるため、延べ床面積が500平方メートルを超える建築物や4メートルを超える広告塔を新築する場合には、行為着手の30日前までに景観計画区域内行為届出が必要である。
また、当該地は屋外広告物の第3種制限地域であるため、敷地内の広告物の合計面積が20平方メートルを超える場合は、許可申請が必要である。
鹿児島県屋外広告物条例の許可基準を満たすこと。
なお、出水市景観形成基準により屋外広告物等についても、使用できる色が制限されており、コーポレートカラーであっても、使用できない彩度等もあることから、出水市景観形成基準を満たすこと。
 - (12) 当開発行為による第三者からの苦情等が発生した場合は、出水市及び関係受益者の出水平野土地改良区からの協議に応じること。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 7 号

平成27年 3 月 20 日付け監査第107号の監査結果に基づき、平成27年 6 月 23 日付け鹿公委会第 1 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 7 月 10 日

鹿児島県監査委員	田中和彦
同	橋口和博
同	園田 豊
同	松田浩孝

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
日置警察署	公用車を私的に使用していること、公用車に関する3件の事故報告を怠り、そのうち2件は事故を起こした職員に修理費を負担させていること、公用車の物品事故が複数あり、損害が発生しているなど公用車の管理が適正になされていない。	<p>○ 公用車を私的に使用している</p> <p>○ 公用車に関する3件の事故報告を怠っている</p> <p>○ 公用車の物品事故が複数あり、損害が発生しているなど公用車の管理が適正になされていない</p> <p>については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下警察署長等会議において、物品の適正な管理をするよう指示 ・ 本部長通達により、物品事故報告を徹底するよう指示 ・ 公用車事故の発生した所属を警察本部に招致し、再発防止を指示 ・ 署長通達により、公用車の交通事故防止と適正管理の徹底を指示した。 <p>○ 事故を起こした職員に修理費を負担させている</p> <p>については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に負担させていた修理費は、全て県費で支出した。

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
鹿児島西警察署 鹿児島南警察署 霧島警察署 鹿屋警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	<p>1 新任警察官・運転経験の浅い職員等に対する運転訓練を実施し、運転技能の向上を図った。</p> <p>2 朝礼や全体会議等において幹部による指示及び指導教養を実施した。</p> <p>3 交通事故事例・防止対策についての教養資料や通知文を発出した。</p> <p>4 定期的な車両点検及び車両清掃を実施し、車両の適正管理を徹底した。</p> <p>5 朝礼時に安全運転5則、危険予測10則の唱和及びヒヤリ・ハット体験スピーチを実施し、交通安全意識の向上を図った。</p> <p>6 小グループによる検討会や安全運転標語コンクールを実施し、安全運転に関する意識の醸成を図った。</p>
鹿児島中央警察署 始良警察署 曾於警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	
南九州警察署	交通事故により、公用車等に損害が発生している。	
薩摩川内警察署	交通事故により、公用車に損害が発生している。	
鹿児島中央警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。	
鹿児島中央警察署 霧島警察署	パソコン等の物品事故が複数あり、損害が発生している。	
鹿児島中央警察署	平成25年度に支払うべき役務費を翌年	関係各課との相互連携の強化と複数幹部によるチェックを実施し、支払漏れの防止を図った。

度に支出しているも のがある。
